

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>  
令和8年度概算要求額 2,267億円の内数+ 事項要求（2,219億円の内数）

## 事業の目的

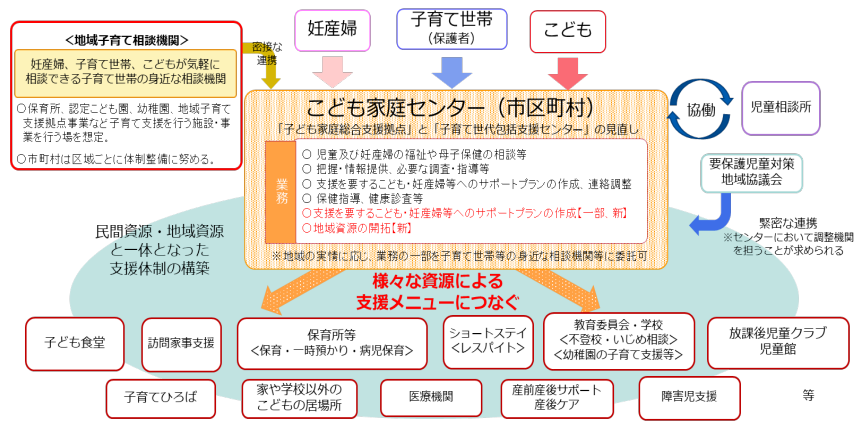
- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

## 事業の概要

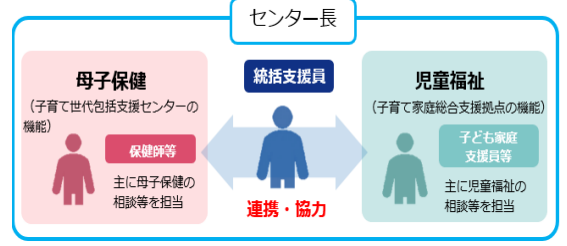
※従来の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

## <業務内容>

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



<こども家庭センターにおける一体的支援>



## 実施主体等

【実施主体】 市区町村      【補助率】 国：2/3、 都道府県：1/6、 市区町村：1/6

### 【補助基準額】

#### ①統括支援員の配置

1か所当たり 6,941千円

#### ②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	15,015千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	6,690千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	12,260千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,445千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	9,505千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	3,935千円

#### ③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）	一部委託の場合（1支援拠点当たり）※1
小規模A型 3,780千円	小規模A型 9,975千円
小規模B型 10,347千円	小規模B型 16,542千円
小規模C型 17,048千円	小規模C型 23,243千円
中規模型 23,308千円	中規模型 35,699千円
大規模型 43,151千円	大規模型 67,933千円
上乗せ配置単価 4,819千円（1人当たり）	上乗せ配置単価
	常勤職員 6,426千円（1人当たり）
	非常勤職員 4,819千円（1人当たり）

拡充 事務担当職員（統括支援員補助等）加算 4,819千円（こども家庭センター1か所当たり）

#### ④サポートプラン作成にかかる支援員の加算

（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）  
直営の場合 3,098千円（1人当たり）      委託の場合 6,426千円（1人当たり）  
※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

#### ⑤共同設置する場合の子ども家庭支援員加算

こども家庭センター1か所当たり 6,195千円

#### ⑥担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）

（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）  
直営の場合 3,098千円（1人当たり）      委託の場合 6,426千円（1人当たり）  
※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、こども家庭センター1か所当たり1人とする。

#### ⑦制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1市町村当たり 3,608千円

#### ⑧こども家庭センターの開設準備費

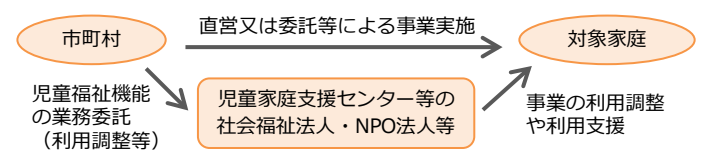
※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。  
1か所当たり 7,678千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となります。）

### 【拡充ポイント】

- 虐待対応専門員の上乗せ配置単価を実態に応じて増額
- 一体的支援・地域資源開拓・多機関連携等に関する統括支援員業務や児童福祉機能職員の連絡調整・各種事務処理業務等を補助する事務担当職員を配置する場合の加算を創設し、円滑な運営を支援
- 複数市町村がこども家庭センターを共同で設置する場合、複数の関係部署や関係機関との追加的な調整業務が生じることから、子ども家庭支援員を追加配置可能とする加算を創設

※1 家庭支援事業等の利用調整・利用支援に関する業務委託への活用について



家庭支援事業等の利用や提供の促進に必要な利用調整や利用支援に関する児童福祉機能の業務について、家庭支援事業等の実施事業所その他の法人等に委託する経費（人件費等）は、児童福祉機能一部委託※の補助対象です。 ※上乗せ配置単価含む  
（例）養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業などの家庭支援事業の利用者と実施者（訪問員・施設・里親等）とのマッチング、連絡調整、相談対応、支援内容の協議、利用計画やサポートプランの作成など、利用調整・利用支援に関する業務のうち、家庭支援事業の交付金を充てない市町村業務の委託経費

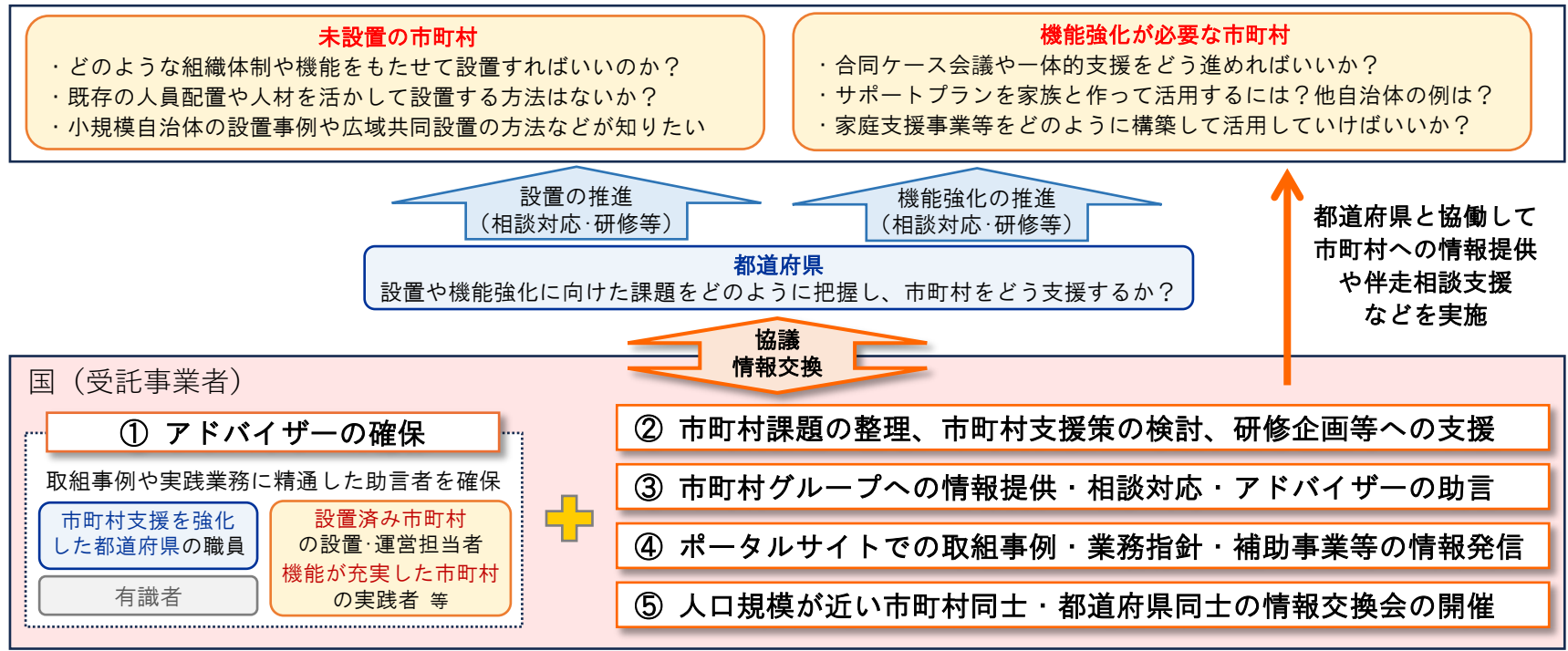
<こども政策推進事業委託費> 令和8年度概算要求額 1.1億円

## 事業の目的

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村（全体の約3割）での設置を促し、また、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業の構築・活用などの機能の充実を促すことにより、令和8年度末までにこども家庭センターの全国展開を図るとともに、市町村における妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・継続的な支援を推進する。

## 事業の概要

国から委託を受けた事業者が①～⑤を実施し、都道府県と協働して、市町村における「こども家庭センター」の設置と機能強化を促進する。



## 実施主体

【実施主体】民間事業者      【補助率】10/10